

- こども性暴力防止法関連システム（こまろうシステム）において事業者・従事者が行う必要のある手続等について、実際のシステムの画面を掲載しつつ、手続等の流れ、具体的な操作方法を詳細に解説するマニュアルを作成。
- 施行に向け、システムの仕様や詳細の手続フローについて引き続き検討し、施行時に改めて更新版を公表予定。今後も、システムの機能追加等にあわせ、随時更新を予定。

事業者向けマニュアル

アカウント登録、犯罪事実確認、情報管理措置など、事業者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

義務事業者向けマニュアル

認定事業者向けマニュアル

⇒義務事業者、認定事業者等で対応する必要のある手続が異なるため、対象者が必要な情報のみを参照できるよう、マニュアルは2つに分けて作成

従事者向けマニュアル

アカウント登録、戸籍登録など、主に犯罪事実確認のため、従事者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

※ 従事者マニュアルについては、最低限必要な情報のみを整理したものを別途作成予定。（秋ごろを目指して公表）

マニュアルの記載のポイントについて

- システム上の手順の流れについて画面だけでなくイラストや図も活用しわかりやすく解説。
- システム外で対応が必要となる準備・書類等についても、必要に応じて記載。

2. 必要書類の準備⁴⁾

<この節で取り扱う手順>⁴⁾



※1 犯罪歴がある旨の通知が届いた場合は、「戸籍・国籍等の情報登録」の後から、人によって手順が異なります。詳しくは、「Ⅲ.3.(3)犯罪事実確認書の記載内容の事前確認」を参照してください。

はじめに、犯罪事実確認の手続を行うために必要な書類を準備してください。⁴⁾

犯罪事実確認を正確に実施するためには、現在持っている国籍だけではなく、過去に持っていた国籍の情報も含めてすべての国籍情報が必要となります。以下を参照して必要書類を準備してください。⁴⁾



国籍(※現在・過去問わず) ⁴⁾	必要書類 ⁴⁾	該当箇所 ⁴⁾
日本 ⁴⁾	戸籍等 ⁴⁾	(1) 日本国籍の場合 ⁴⁾
外国籍 ⁴⁾	旅券等 ⁴⁾	(2) 外国籍の場合 ⁴⁾
日本国籍と外国籍の両方 ⁴⁾	戸籍等・旅券等の両方 ⁴⁾	(1) 日本国籍の場合 ⁴⁾ (2) 外国籍の場合 ⁴⁾

Ⅲ. (1) 日本国籍の場合⁴⁾

出生から現在までの全ての戸籍(除籍)の情報がが必要です。⁴⁾

システム上で、マイナンバーカードをかざして戸籍(除籍)の情報を登録してください。スマートフォンを用いてマイナンバーカードをマイナアプリで読み取ることで、戸籍(除籍)の情報が登録されます。⁴⁾

※ マイナンバーカードを持っていない場合や自治体の戸籍(除籍)の電子化状況によっては情報が取得できないことがあります。^{※1} その場合は、市区町村の窓口で「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号」(以下「識別符号」)と「戸籍(除籍)謄本等」の両方⁴⁾を取得してください。^{※2}

必要書類 ⁴⁾	留意点 ⁴⁾
① 以下の情報が記載・記録された戸籍・除籍の謄本 ⁴⁾	<更新(本章3節)について> ⁴⁾ ・ 過去に犯罪事実確認のためにシステム上に戸籍謄本等をアップロードしている場合、内容に変更がない場合は再度アップロードする必要はありません。 ⁴⁾ ただし、アップロードしている戸籍謄本等のうち、最新の情報が記載されているものについては、発行年月日から6か月以上が経過している場合(※)は、再度取得、システムにアップロードする必要があります。 ⁴⁾ ※事業者が犯罪事実確認書の交付申請を行った日から6か月以内以上経過しているかを確認します。事業者が交付申請を行う時期を確認し、6か月以上前に発行した戸籍謄本等をアップロードしてしまわないように注意してください。 ⁴⁾
② 以下の情報が記載・記録された全部事項証明書 ⁴⁾	

内容 ⁴⁾	備考 ⁴⁾
氏名 ⁴⁾	変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む ⁴⁾
氏名のフリガナ ⁴⁾	変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更年月日を含む ⁴⁾ ※戸籍に記載されていない場合は不要 ⁴⁾
生年月日 ⁴⁾	— ⁴⁾
本籍 ⁴⁾	変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更年月日を含む ⁴⁾
筆頭者氏名 ⁴⁾	— ⁴⁾
戸籍編製の理由及び戸籍編成日 ⁴⁾	※「改製日」「転籍日」等、必ずしも「編製日」と記載されていない場合がある。 ⁴⁾
実父母の氏名及び実父母との続柄 ⁴⁾	— ⁴⁾
戸籍に入った日 ⁴⁾	— ⁴⁾
戸籍に入った理由 ⁴⁾	— ⁴⁾
戸籍から除かれた日 ⁴⁾	該当する場合のみ ⁴⁾
戸籍から除かれた理由 ⁴⁾	該当する場合のみ ⁴⁾



識別符号の有効期限は、発行から3か月となっているため、取得後「Ⅲ.3.(1)登録情報の確認・更新」を参照してすぐにシステムに登録してください。⁴⁾

※識別符号を取得してから、3か月以内にシステムに登録をしなかった場合は、再度識別符号を発行する必要があるため、注意してください。⁴⁾

また、戸籍(除籍)謄本又は全部事項証明書を提出する場合は、その戸籍(除籍)謄本又は全部事項証明書は事業者が交付申請をした日から6か月以内に発行されたものではありません。⁴⁾ 事業者が交付申請を行う時期を確認し、戸籍謄本等を取得する時期には注意してください。⁴⁾

<市町村の窓口で戸籍謄本や戸籍電子証明書提供用識別符号等を取得する場合の注意点>⁴⁾

※取得する自治体によって、対応が異なる可能性があります。必ず、事前に取得する自治体の HP 等で必要事項の確認をしてください。⁴⁾

① 事前準備⁴⁾

■ 取得する窓口の確認⁴⁾

戸籍謄本等の取得は、本籍のある市区町村の窓口で取得することができます。⁴⁾

「広域交付制度」を利用することで、本籍地以外のご自宅や勤務先のお近くの市区町村の窓口であっても取得ができます。また、複数の本籍地の戸籍(除籍)を一か所の窓口で取得できます。予約制を実施している市区町村もあるため、事前に手続について確認し、自身が対応しやすい窓口を選択し、取得してください。⁴⁾

※ なお、広域交付制度を利用する場合、郵送や代理人による請求はできませんのでご注意ください。⁴⁾

※ 「自治体が戸籍(除籍)を紙で管理」しているもの(①改製不適合戸籍、②紙の除籍)については本籍地市区町村での請求が必要です。⁴⁾

○ 次ページ以降では、義務事業者を例示としてあげつつ、こまろうシステムで行う手続の全体像を示したうえで、事業者アカウント登録から犯罪事実確認までの手続を整理。

○ 特に、以下の手続については、多くの義務事業者や従事者が関係することから、具体的な手続の流れや順番等を画面イメージとともにより簡易に理解できるように、義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルから必要な情報を抜粋をして、その概略を示している。

※ なお、詳細は義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルを確認する必要があることに留意。

【義務事業者】

- ・ 事業者アカウント登録
- ・ 事業者情報の登録・対象従事者の登録

【従事者】

- ・ 従事者アカウント登録・必要書類の準備①・②
- ・ 戸籍情報の登録①・②

【義務事業者】

- ・ 犯罪事実確認書の交付申請手続①・②

【従事者】

- ・ 万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

【義務事業者】

- ・ 犯罪事実確認書の受領・確認

こまろうシステムにおいて行う手続の全体像（義務事業者の場合）

- こまろうシステムにおいて、犯罪事実確認、情報管理措置、定期報告等の手続を統一的に実施。
- 義務事業者における主な手続の全体像は以下のとおり。

施行前

G.bizIDの取得

- ・ こまろうシステムのアカウントを登録するためにG.bizIDを取得

事業者情報の登録

- ・ 所轄庁が事業者の情報をとりまとめ、こども家庭庁へ登録

事業者アカウント登録

- ・ こまろうシステムのアカウントを登録
- ・ こまろうシステムにログイン

対象従事者の登録準備

- ・ 犯罪事実確認の対象となる従事者の特定、従事者情報のリストアップ

施行後

犯罪事実確認の実施

- ・ 従事者情報の登録
- ・ 犯罪事実確認書の交付申請・取下げ等
- ・ 犯罪事実確認完了の届出
- ・ 犯罪事実確認記録等の消去

情報管理措置

- ・ 情報管理規程の提出(初回の犯罪事実確認の交付申請を行うまでに提出が必要。)
- ・ 漏えい等の重大事態が生じた場合のこども家庭庁への報告

こまろうマークの取得・使用

- ・ こまろうマークの取得手順
- ・ 使用上の留意点 等

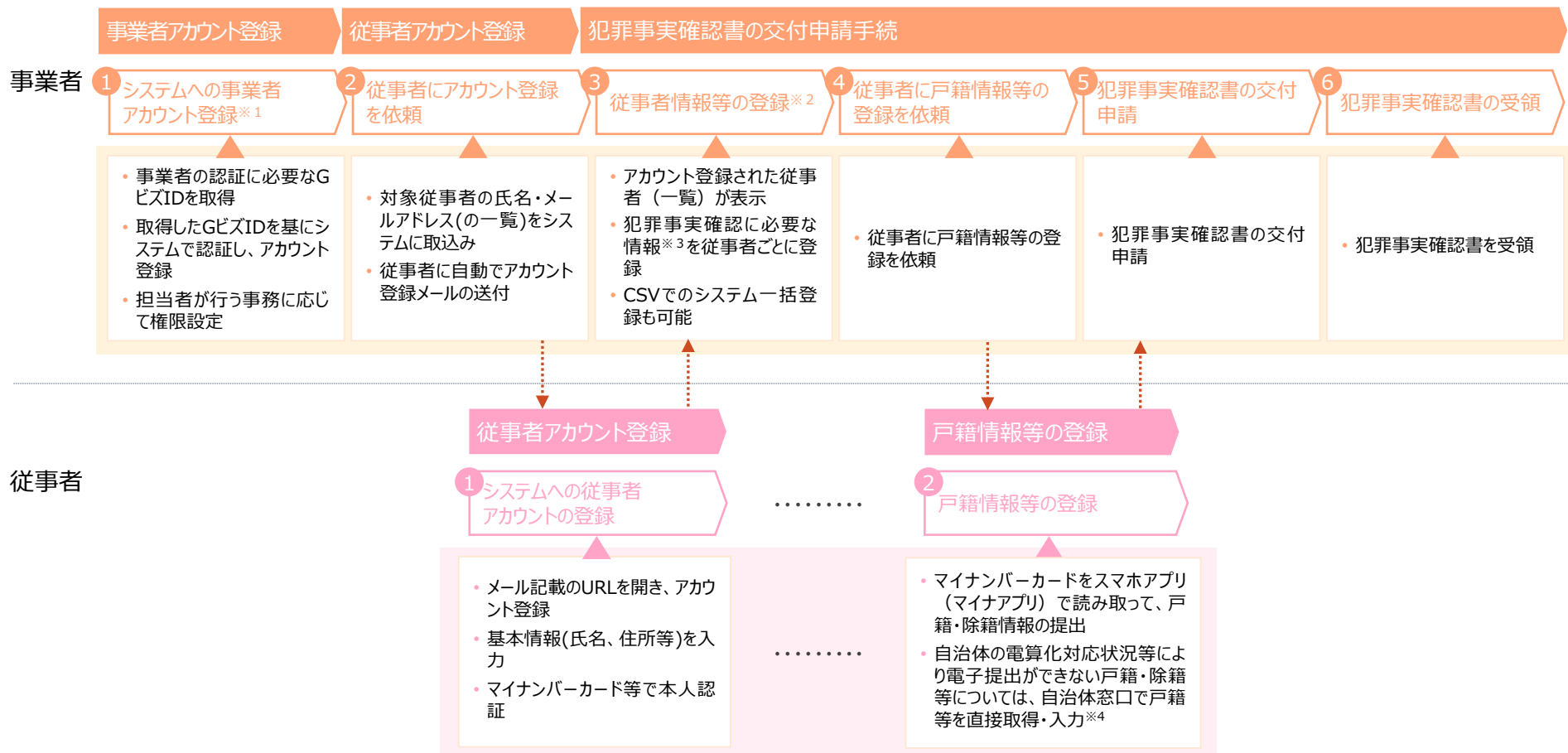
監督等

- ・ 帳簿(犯罪事実確認対象者の従事者情報)の管理
- ・ 事業者情報の変更
- ・ 定期報告の実施

※定期報告の機能等、施行時点では必須とならない一部の機能については施行後に順次リリース予定。

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合



※1 GビズID取得後、学校設置者等のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。

※2 いとま特例の「やむを得ない事情」(急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など)に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。

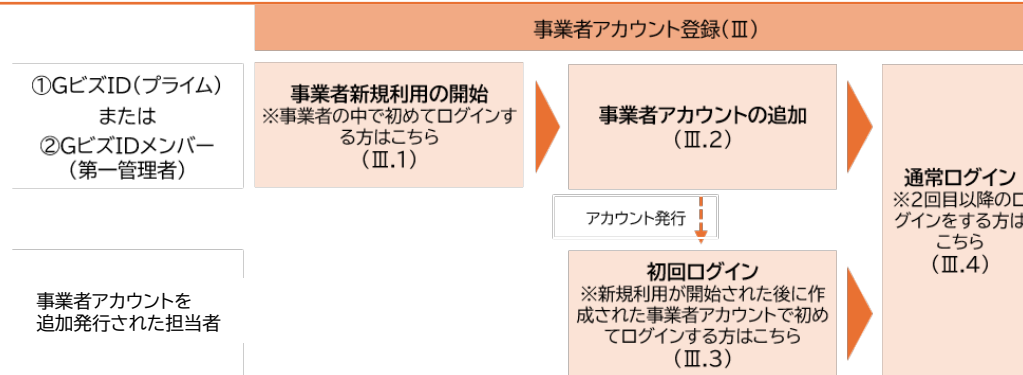
※3 従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。

※4 マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、紙媒体の戸籍・除籍の謄本や戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を自治体窓口にて取得し、本人確認情報とともにシステムから入力する。

【義務事業者】事業者アカウント登録

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁



【GBizIDの取得～事業者アカウントの初回登録】

- まとめ登録したGBizIDでシステムにアクセス。
- 本人認証の方法（マイナアプリまたはパスキー）を選択し、自動で起動する認証画面に沿って、システムにログイン。
- 事業者アカウントの初回登録が完了

<システムログイン画面>

事業者 新規登録

以下の事業情報で登録します。

ABC株式会社

法人ID: 10000000000000
代表者: 田中 太郎

メールアドレス
test@example.co.jp

認証方式
利用したい認証方式を選択してください。

☐ マイナアプリ

☐ パスキー

次へ

[ログインできない方はこちら](#)

【事業者アカウントの追加】

- 従事者の情報をシステムに登録したり、交付申請を行ったりする事業者の担当者のアカウントを必要に応じて追加。
- アカウントの追加の際には、担当者の氏名やメールアドレス、システム内の権限等を設定。

<事業者アカウント登録画面>

事業者アカウント登録・変更

以下の情報の入力を行ってください。

氏名 ※必須
漢字・ひらがな・全角カタカナ（区切りは全角スペース1文字）で入力してください。

メールアドレス ※必須
正しい形式のメールアドレスを入力してください。
例: abc@example.co.jp

権限 ※必須
選択してください。▼

参照可能範囲 ※必須
☒ 全範囲
☐ 事業の個別単位

【事業者アカウントの初回・通常ログイン】

- アカウントを割り振られた担当者が、システムにログイン。

【義務事業者】事業者情報の登録・対象従事者の登録

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

対象従事者の登録

犯罪事実確認の対象者登録

犯罪事実確認
対象者の特定
(IV.1)

対象従事者の
登録
(IV.2)

対象従事者
情報の確認・
登録・更新
(IV.3)

【事業者情報の登録】

○まとめ登録で登録した情報以外の事業者情報（代表者等）を登録。

<事業者情報変更画面>

代表者・役員情報

代表者・役員追加

No	編集	代表者	氏名	氏名（フリガナ）
1	編集	代表 八郎	ダイロウ ハチロウ	
2	編集	代表 九郎	ダイロウ クロウ	

【対象従事者の登録】

○対象従事者の情報をシステムに取りこみ、従事者にアカウント作成を依頼。

※複数従事者分の氏名やメールアドレス等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に取り込むことが可能。

<従事者の一括登録画面>

従事者インデックス一括登録確認

アップロード内容を確認してください。
この内容でよろしければ「登録」ボタンを押下してください。

従事者インデックス情報

1 - 10 Of 20

No	事業名	事業所名	メールアドレス	氏名	旅行時現職者該当有無	エラー内容
1	一時預かり事業	恵比寿店	kono@kodomo.com	今野 太郎	旅行時現職者に該当する	
2	一時預かり事業	恵比寿店	minami@kodomo.com	南野 太郎	旅行時現職者に該当する	
3	一時預かり事業	恵比寿店	higashi@kodomo.com	東 太郎	現職者に該当しない	
4	一時預かり事業	恵比寿店	akai@kodomo.com	赤井 太郎	現職者に該当しない	

【従事者アカウント作成のメールが従事者に自動配信】

○事業者が従事者情報をシステムに取り込んだ後、システムから従事者向けにアカウント作成用のメールを自動配信。（次ページのとおり従事者がアカウントを作成。）

【対象従事者情報の確認・登録・更新】

○従事者がアカウントを作成後、システムで従事者が登録した情報を確認。犯罪事実確認の交付申請に当たって登録が必要な職務情報等の追加・更新を実施。

※従事者一人一人登録を行うことも、複数従事者分の従事情報等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に登録することも可能。

<従事者情報登録画面>

（個別）

（一括）

職務情報

☐ 都道府県採用職員

事業の種類

小学校

事業所名

A市立A小学校

業務の概要

校長

従事者情報一括変更確認

以下の内容で登録します。よろしいですか？

1 - 10 Of 20

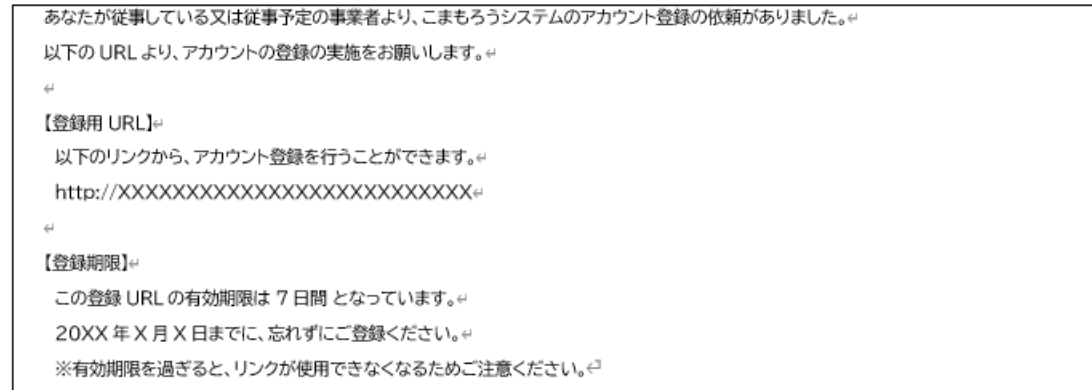
No	氏名	メールアドレス	業務の概要		従事予定日	
—	—	—	変更前	変更後	変更前	変更後
1	山田 太郎	aaa.dcs.co.jp	指導員	指導員	2025/04/01	2025/04/01
2	山田 太郎	bbb.dcs.co.jp	指導員	指導員	2025/04/01	2025/04/01
3	山田 太郎	ccc.dcs.co.jp		マネージャ		2025/05/01

【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備①

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

1. 事業者が対象となる従事者の情報をシステムに登録すると、従事者本人へ以下のとおりメールが送付される。

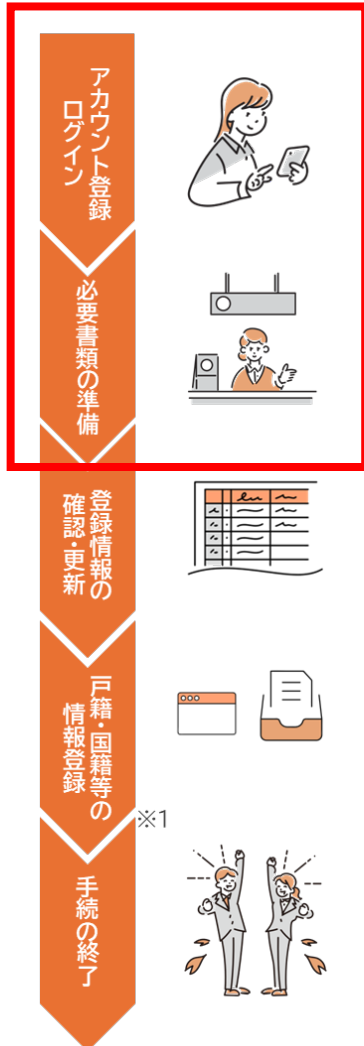
※前頁のとお事業者が従事者をシステムに登録するに当たりメールアドレスが必要であるため、事業者からの依頼に応じてメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）を事前に提出しておくことが必要。
※以下の2～4のマイナンバーカードの読み取りをスマートフォンで行うことが想定されるため、スマートフォンでも確認できるメールアドレスを登録すると、ログイン等の作業をそのまま行うことができる。



2. 従事者は、メールに記載されているURLをクリックし、従事者アカウントを登録を進める。従事者アカウントの登録については、原則として、「マイナンバーカードで登録」ボタンを押し、自動的に遷移するマイナアプリの画面上でマイナンバーカードで認証（利用者証明用暗証番号(数字4桁)入力）して、進める。



※ マイナンバーカード以外でも登録することは可能だが、別の本人確認書類のアップロード・情報の入力が必要があるほか、本人確認書類の審査に時間を要することに留意。



【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

3. 事業者が登録した情報やマイナンバーカードから取得したデータから自動で入力されているので、氏名・メールアドレスなどの必要な項目を入力・更新。従事者アカウントの登録が完了する。



4. 登録したメールアドレス宛に以下の「[こまろうシステム] 仮パスワードと認証情報再登録のご案内」という件名のメールが配信されるので、記載のURLからログインページに移動。認証方式として「マイナアプリ」を選択してログイン。利用規約などに同意し、初回システムログインが完了。

ご登録されたログイン情報が変更されたため、仮パスワードを発行しました。

以下の仮パスワードをご利用いただき、システムにログインの上、認証情報の再登録をお願いいたします。

=====

【ログインID】

XXX

【仮パスワード】

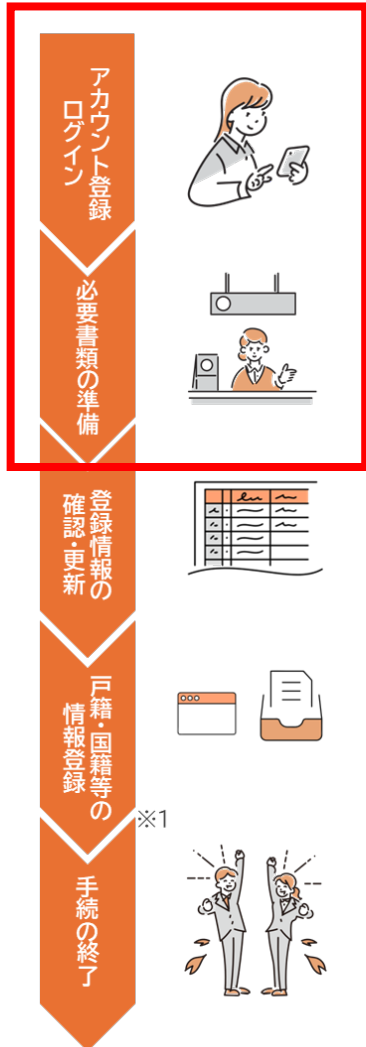
XXX

=====

【従事者ポータル ログインURL】

XXX

5. 犯罪事実確認に当たって必要な戸籍情報は原則としてマイナンバーカードを活用し、マイナアプリで情報を取得する。このため、あらかじめマイナンバーカード・マイナアプリの準備、暗証番号（利用者証明用暗証番号（数字4桁）、署名用パスワード（英数字6～16文字））の確認をしておく。（ただし、一部の戸籍についてマイナンバーカードで取得できない場合等には、自治体の窓口で「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」と「戸籍（除籍）謄本等」の両方を取得することとなる。）

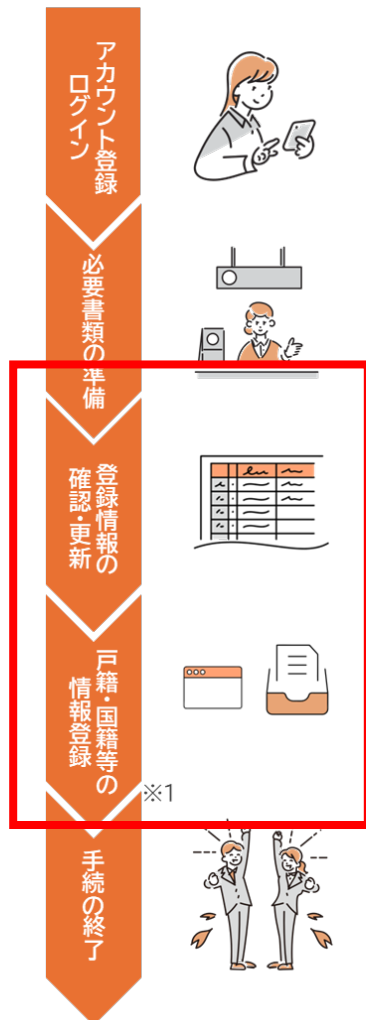


【従事者】戸籍情報の登録①

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

1. 従事者情報が最新のものになっているか確認し、必要に応じて修正・更新を行う。
2. 前ページの5. で準備していた戸籍等の情報について、システム上で登録。

＜マイナンバーカードでの戸籍情報の取得の画面＞ ※マイナアプリに遷移



本人特定情報登録

こまろうシステムの本人特定情報の登録を行います。
こども家庭庁では、マイナンバーカードでの登録を推奨しています。
マイナンバーカードで登録を行う場合は、市役所等での戸籍謄本等の取得手続きが不要となります。

マイナンバーカードで登録を行う場合は以下の手順で進めてください。

- ①「戸籍情報の取得①」を押下してください。
ボタンを押下すると、戸籍の詳細情報を問い合わせるための戸籍基本情報を取得します。
- ②取得した戸籍基本情報をこの画面に表示します。内容を確認して問題ないようでしたら「戸籍情報の取得②」を押下してください。
ボタンを押下すると、確認いただいた戸籍基本情報をもとに電子戸籍情報を取得します。
(情報取得までに時間がかかりますので、予約後1時間経過後、再度状況を確認してください)

マイナンバーカードを持っていない方や外国籍の方は「他の方法で入力／外国籍の入力を行う」にチェックし、必須項目を入力してください。
不正な手段により交付申請を行う場合、罰則の対象となる場合があります。

まずこちらのボタンを押下してマイナンバーカードをスマホアプリ
(マイナアプリ) で読み取ってください。

以下の情報に関する戸籍情報の取得で間違いないければボタ
ンを押下してください。

戸籍情報の取得①

戸籍情報の取得②

☐ 他の方法で入力／外国籍の入力を行う

戸籍基本情報

申請者氏名

家庭太郎

筆頭者氏名

家庭龍一

本籍

神奈川県横浜市都筑区篠井台 9 9 - 0 0 - 0 0

従事者情報及び本人書類等申請状況参照へ戻る

【従事者】戸籍情報の登録②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

＜戸籍情報の取得結果画面＞



こまろうシステム 従事者ポータル

Language ▼ マニュアル 03-0000-0000 山田 次郎 ▼

本人特定情報詳細

→

本人特定情報

■ 本人特定情報

1枚目	2枚目	3枚目
国籍区分 日本国籍		
戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号 0123456789012345		
氏名 氏 名 田中 花子		
フリガナ 氏 名 タナカ ハナコ		
生年月日 昭和53年12月15日		
本籍 大阪府大阪市		
筆頭者氏名 氏 名 おとな 二郎		

3. 交付申請後、犯罪事実確認に関する通知がない場合は手続完了となる。

こども家庭庁から法務省への照会の結果、犯歴があるとの結果が出た場合は、事業者者に犯罪事実確認書を交付する前に、従事者に対して内容の確認の通知がある。この場合従事者は、必要に応じて訂正請求や中止要請等の対応が必要となる（14ページ参照。）。また、事業者における申請状況は従事者もシステム上で確認が可能。

【義務事業者】犯罪事実確認書の交付申請手続①

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁



1. 犯罪事実確認書の交付申請の対象となる従事者をシステム上で検索し、交付申請対象者として選択。

＜交付申請対象者の検索画面＞

交付申請対象従事者の選択

検索条件

交付申請対象の検索

事業名 事業所名

次期犯罪事実確認開始日 (From) 次期犯罪事実確認開始日 (To)

犯罪事実確認期間 (From) 犯罪事実確認期間 (To)

従事予定日 (従事開始日) (From) 従事予定日 (従事開始日) (To) ☐ 従事予定日 (従事開始日) 未登録の従事者を検索

現職者の種類 いとま特別該当有無 ☐ 療育負担教職員 ☐ 療育負担教職員を検索

氏名 フリガナ

＜交付申請対象者の選択・追加画面＞

1 - 4 of 4

No.	☐ 追加対象	事業者名 (フリガナ)	事業所名 (フリガナ)	従事者名 (フリガナ)	従事者名 (フリガナ)
1	☐	A市教育委員会	エーシキョウウイケンカイ	タスト 五郎 通称名	タスト シロウ ツウショウメイ
2	☐	A市教育委員会	エーシキョウウイケンカイ	タスト 七郎 通称名	タスト シチロウ ツウショウメイ
3	☐	A市教育委員会	エーシキョウウイケンカイ	タスト 八郎 通称名	タスト シロウ ツウショウメイ
4	☐	A市教育委員会	エーシキョウウイケンカイ	タスト 八子 通称名	タスト ヤコ ツウショウメイ

2. 申請する際に事業者情報が最新になっているかを確認・必要に応じて修正

交付申請の登録・確認

交付申請に利用する事業者情報は以下になります。
誤りがある場合は「事業者情報の編集」ボタンを押下し変更してください。
交付申請内容に誤りがない場合は「申請」ボタンを押下してください。

事業者情報

法人番号	事業形態	事業者名
1234567890123	株式会社	山田こども会
都道府県	市区町村以下	
東京都	南区麻布十番1丁目	
代表者氏名／個人事業主氏名	代表者氏名 (フリガナ)／個人事業主氏名 (フリガナ)	
山田 淳二	ヤマダ ジュンジ	

【義務事業者】犯罪事実確認書の交付申請手続②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

1. 交付申請対象の検索・確認・修正

2. 事業者情報の確認・修正

3. 添付書類の提出

4. 交付申請

5. 交付申請の完了

6. 不備通知の受信

7. 不備内容の修正

交付申請が差し戻された場合

3. 申請対象の従事者に応じて必要な添付書類を提出（新規採用であれば内定通知書の写し、現職者であれば雇用契約書の写し等）

＜添付書類のアップロード画面＞

添付書類 ※ 添付書類の要件・テンプレート ?

交付対象者の「雇用契約書の写し等」を添付する場合は、こちらから添付してください。
なお、既に従事者毎に登録されている場合は、こちらの添付は不要です。

1. 新卒採用（民間）

ここにファイルをドロップまたは 選択

4. システム上で申請ボタンを押し、申請

＜申請画面＞

添付書類 ※ 添付書類の要件・テンプレート ?

交付対象者の「雇用契約書の写し等」を添付する場合は、こちらから添付してください。
なお、既に従事者毎に登録されている場合は、こちらの添付は不要です。

1. 新卒採用（民間）

ここにファイルをドロップまたは 選択

アップロードされたファイル

内定通知書の写し_2025.10.01.zip 削除

戻る 申請

5. 交付申請完了
＜交付申請完了画面＞

犯罪事実確認書交付申請完了

犯罪事実確認書交付申請が完了しました。
申請番号は、「0123456789」です。

交付申請状況一覧へ戻る

6. 仮に申請内容に不備があった場合は、メールおよびシステム上で通知がなされる。

＜通知イメージ＞

交付申請(交付申請番号: ●●●)の内容に不備があり、差し戻されました。

下記不備内容を確認し、画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から申請内容を修正してください。

不備内容:

添付された「雇用契約書の写し等」の文字が、解像度が低く読み取ることができません。

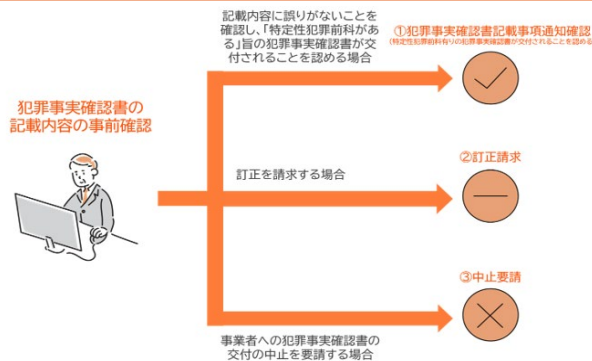
正しく読み取れるように、添付ファイルを修正してください。

7. システムにログインし、必要な修正を行う。

【従事者】万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁



【記載内容の事前通知連絡】

○犯歴があるとの結果が出た場合は、従事者にメールおよびシステム上で事前に内容が正しいか確認するよう通知。

＜通知イメージ＞

株式会社〇〇よりこども性暴力防止法に基づいて行われたあなたの犯罪事実確認書の交付申請について、株式会社〇〇に交付する予定の犯罪事実確認書の内容を記載した犯罪事実確認書記載事項通知を通知しました。❖

画面左側のメニューより「犯罪事実確認」を選択し、交付申請状況一覧画面から必ず内容を確認の上、必要な手続を行ってください。❖

なお、「犯罪事実確認書(事前確認用)」の内容について事実でないと思われるときは、システム上で通知されてから2週間以内(●月●日)に訂正請求を行うことができます。❖

2週間以内に何の手続も行わない場合は、「犯罪事実確認書(事前確認用)」の内容がそのまま〇〇に交付されることとなりますのでご注意ください。❖

【システム上で事前通知の確認】

○システム上で実際に事業者に交付される予定の犯歴有と記載された犯罪事実確認書の内容を確認。

＜事前通知の確認画面＞

犯罪事実確認書記載事項通知 (通知日: 2026年2月24日)

令和9年12月10日付けで事業者より法第33条第1項の規定に基づいて行われた交付申請 (申請番号: 02-26-000063001-11-1-0063) に係る犯罪事実確認書について、「犯罪事実確認書(事前確認用)」のとおり交付することとなるため、あらかじめ通知します。

なお、「犯罪事実確認書(事前確認用)」の内容について事実でないと思われるときは、この通知がシステム上に掲載された日から2週間以内に訂正請求を行うことができます。

訂正請求の結果、こども家庭庁において当該訂正請求に理由があると認めるときは、犯罪事実確認書の通知内容を訂正し、その旨をお知らせします。

訂正請求の結果、こども家庭庁において当該訂正請求に理由がないと認めるときは、犯罪事実確認書の通知内容を訂正しない旨をお知らせします。

犯罪事実確認書(事前確認用) 閲覧

【犯罪事実確認書記載事項通知確認】

○犯歴有の結果が事実であることを認める場合、確認ボタンを押す。

＜確認画面＞

犯罪事実確認書(事前確認用)に記載された内容が事実であることを認める場合、「犯罪事実確認書記載事項通知確認」ボタンを押下してください。

※本確認を行わなかった場合においても、2週間以内にその他に訂正請求も犯罪事実確認書の交付の中止要請も行わなかった場合には、事業者に犯罪事実確認書が交付されるためご注意ください。

犯罪事実確認書記載事項通知確認

【訂正請求】

○犯歴有の結果が事実でないと思われるときは、通知から2週間以内に訂正請求を行う。

＜訂正請求画面＞

犯罪事実確認書(事前確認用)の内容が事実でないと思われる場合、犯罪事実確認書(事前確認用)がシステム上で通知された日から2週間以内に「訂正請求」ボタンを押下し訂正請求を行ってください。

訂正請求

【中止要請】

○自ら離職や内定辞退を行い、事業者に対する犯罪事実確認書の交付の中止を要請。

※同時に従事者から事業者へ、離職や内定辞退を行う旨、犯罪事実確認書の交付申請を取下げしてほしい旨を連絡。

＜中止要請画面＞

中止要請の注意事項を確認し、離職や内定辞退、訂正請求の結果を踏まえて事業者に対する犯罪事実確認書の交付の中止を要請する場合、「犯罪事実確認書交付中止要請」ボタンを押下し犯罪事実確認書交付中止要請を行ってください。

中止要請の注意事項: ❶

犯罪事実確認書交付中止要請

【義務事業者】犯罪事実確認書の受領・確認

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

1. 交付通知の
受信

2. 交付済み犯罪
事実確認書
の選択

3.対象者の
検索・選択

4. 本人認証
の実施

5.犯罪事実
確認書の確認

1. 交付申請の審査等が終了した後、事業者に対して犯罪事実確認書が交付され、通知を受信する。

＜通知イメージ＞

以下の番号の交付申請について、犯罪事実確認書を交付しました。

画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から確認してください。

交付申請番号: 202601010000001-01

202601010000001-02

202601010000001-03

...

2. 「交付済み犯罪事実確認書」の画面に遷移する。
3. 犯罪事実確認書を確認したい対象者を検索する。

＜交付された犯罪事実確認書の検索画面＞

検索条件										
事業名 事業所名										
従事者氏名										
従事者氏名(フリガナ)										
交付申請日(開始) ~ 交付申請日(終了)										
No	☐ 処理対象	犯罪事実確認書の確認	消去依頼の確認	事業	事業所	業務負担教職員	職種	従事者氏名	従事者氏名(フリガナ)	申請番号
1	☐	確認		小学校	東部教育事務所	業務負担教職員	教諭	東尾 たかし	ヒガシオ タカシ	2026-01-01/2026-01-31/0000001
2	☒	確認		小学校	東部教育事務所	業務負担教職員	教諭	堀田 和則	タテタ カズノリ	2026-01-01/2026-01-31/0000002
3	☐	確認		一時預かり事業	恵比寿店	業務負担教職員	担当職員	山田 次郎	ヤマダ ジロウ	2026-01-01/2026-01-31/0000003

4. 犯罪事実確認書の閲覧権限がある担当者が、マイナンバーカード等で本人認証を行う。
5. 犯罪事実確認書を確認する。

＜犯歴無＞

犯罪事実確認書	
殿	こども家庭庁長官
令和 年 月 日 付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。	
記	
1. 申請番号	
2. 確認日	
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性	上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

＜犯歴有＞

1. 申請番号	
2. 確認日	
3. 特定性犯罪事実該当者の該当性	(1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。 (2) 特定性犯罪事実該当者の区分 (3) 特定性犯罪の裁判が確定した日